

厚生労働省発職 0327 第 1 号

令和 2 年 3 月 27 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成 1 1 年法律第 9 7 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「厚生労働省関係地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則案要綱」について、貴会の意見を求める。

厚生労働省関係地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則案
要綱

第一 労働者派遣事業の届出等

一 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第十八条第一項の規定により労働者派遣事業を行おうとする特定地域づくり事業協同組合は、その旨をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄都道府県労働局長」という。）に届け出なければならないものとする。

二 法第十八条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）（以下「読替え後の労働者派遣法」という。）第八条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとするものとする。

1 名称及び代表者の氏名

2 事業所の名称及び所在地

第二 労働者派遣法施行規則の特例

一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（以下「労働者派遣法施行規則」という。）第一条の二第一項の規定にかかわらず、読替後の労働者派遣法第五条第二項の届出書は、職業安定局長の定める様式によるものとする。

二 労働者派遣法施行規則第一条の二第三項の規定にかかわらず、特定地域づくり事業協同組合が読替後の労働者派遣法第五条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、職業安定局長の定める様式によるものとする。

三 労働者派遣法施行規則第八条第一項の規定にかかわらず、労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出をしようとする特定地域づくり事業協同組合は、読替後の労働者派遣法第五条第二項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して三十日以内に、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあつては当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して十日（労働者派遣法施行規則第八条第三項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）以内に、職業安定局長の定める様式による届出書を管轄都道府県労働局長に提出しなければならないものとする。

四 労働者派遣法施行規則第十条の規定にかかわらず、労働者派遣法第十三条第一項の規定による届出をしようとする特定地域づくり事業協同組合は、当該労働者派遣事業を廃止した日の翌日から起算して十日以内に、職業安定局長の定める様式による届出書を管轄都道府県労働局長に提出しなければならないものとする。

五 労働者派遣法施行規則第十七条第二項の規定にかかわらず、特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣法第二十三条第一項の規定により提出すべき事業報告書及び収支決算書は、それぞれ職業安定局長の定める様式によるものとする。

第三 権限の委任

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、管轄都道府県労働局長に委任するものとする。

- 一 法第十八条第一項に規定する厚生労働大臣の権限
- 二 読替え後の労働者派遣法第五条第二項並びに法第十八条第二項において適用する労働者派遣法第十一条第一項、第十三条第一項及び第二十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 施行期日

この省令は、法の施行の日（令和二年六月四日）から施行するものとする。